

---

# 日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

---

## 第1部 総説

---

### 第0章 総説

2018年12月25日 作成

2019年1月7日 公開

2019年3月10日 最終更新

\* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会： [ncr@jla.or.jp](mailto:ncr@jla.or.jp)

編集 日本図書館協会目録委員会

発行 公益社団法人日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

Tel. 03-3523-0811 Fax. 03-3523-0841

---

## 更新履歴

---

日付	条項番号	更新内容	備考
2019. 3. 10	図 0. 3	第 1 グループの実体間に矢印を追加	

## 第 0 章 総説

目次	
#0 総説	3
#0.1 本規則の目的	3
#0.2 他の標準・規則との関係	3
#0.2.1 RDA との相互運用性	3
#0.3 本規則が依拠する概念モデル	3
#0.3.1 実体	4
#0.3.2 属性	5
#0.3.3 関連	5
#0.3.4 名称、識別子と統制形アクセス・ポイント	5
#0.4 目録の機能	6
#0.5 本規則の概要	6
#0.5.1 エレメント	6
#0.5.1.1 下位のエレメント	6
#0.5.1.2 コア・エレメント	7
#0.5.1.3 エレメントの記録の方法	7
#0.5.1.4 実体の記述	7
#0.5.2 属性の記録	7
#0.5.3 資料の種別	7
#0.5.4 アクセス・ポイントの構築	8
#0.5.5 関連の記録	8
#0.5.6 書誌階層構造	8
#0.5.7 記録の順序等	8
#0.5.8 語彙のリスト等	8
#0.5.9 保留している部分	9
#0.6 本規則の構成	9
#0.7 別法と任意規定	11
#0.7.1 別法	11
#0.7.2 任意規定	11
#0.8 例示	11
#0.8.1 区切り記号法等	11
#0.9 言語・文字種	12

#0.9.1	表記の形.....	12
#0.9.2	言語および文字種を選択.....	13
#0.9.3	優先言語および文字種.....	13
#0.9.4	目録用言語.....	13
付表	コア・エレメント一覧.....	14
	体現形の属性.....	14
	著作の属性.....	15
	表現形の属性.....	15
	個人の属性.....	16
	家族の属性.....	16
	団体の属性.....	16
	資料に関する基本的関連.....	17
	資料と個人・家族・団体との関連.....	17

## #0 総説

### #0.1 本規則の目的

本規則は、日本における標準的な規則として策定された目録規則である。

本規則は、公共図書館、大学図書館、学校図書館など、多様なデータ作成機関における使用を想定している。また、国際的な標準に準拠する一方、日本語資料の特性や従来の規則との継続性にも配慮している。

### #0.2 他の標準・規則との関係

1990 年代後半以降、相次いで目録の新しい概念モデルである FRBR、FRAD、FRSAD、それらに基づく国際標準である ICP、ISBD、および準国際的に普及しつつある目録規則 RDA が刊行された。これらのモデル、標準、規則によって果たされる目録の機能改善の重要性と、書誌データ、典拠データの国際流通の必要性に鑑みて、本規則はこれらの標準・規則との整合性を保つものとする。

#### #0.2.1 RDA との相互運用性

本規則は、作成されたデータが国際的に流通可能であること、および RDA に従って作成されたデータが日本でも利用可能であることを念頭に、RDA との相互運用性を意識して策定している。

### #0.3 本規則が依拠する概念モデル

本規則が依拠する概念モデルは、FRBR 等の概念モデルを基本としている。FRBR 等は実体関連分析の手法を使用した概念モデルであり、実体、関連、属性をその構成要素とする。

本規則が依拠する概念モデルの概要を、図 0.3 に示す。

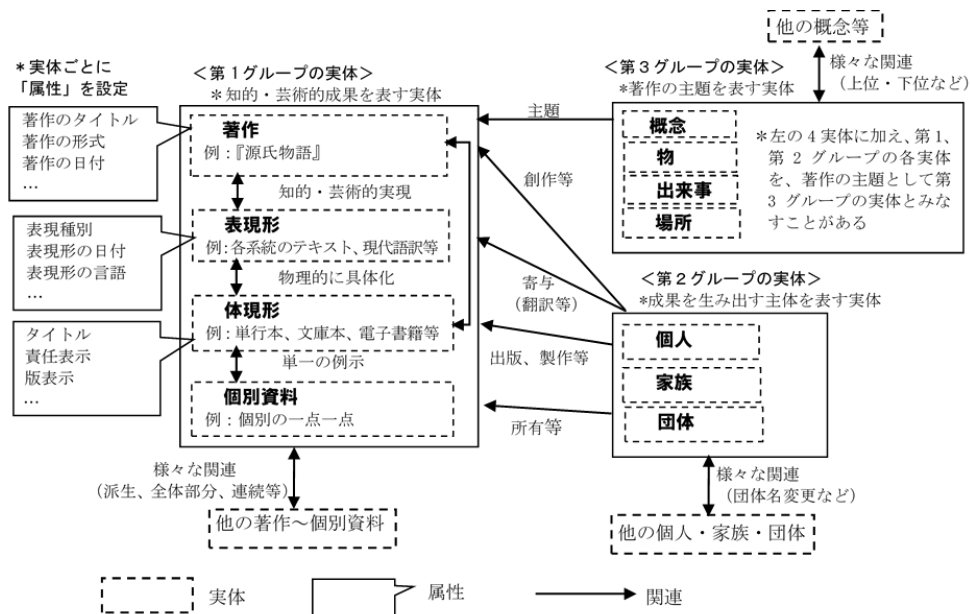


図 0.3 本規則が依拠する概念モデルの概要

### #0.3.1 実体

実体は、書誌データの利用者の主要な関心対象を表す単位である。目録は、各種の実体についての記述（属性および関連の記録）から成る。

本規則における実体は、第 1 グループ、第 2 グループ、第 3 グループの 3 種から成り、合わせて 11 個ある。

第 1 グループの実体は、知的・芸術的成果を表す。次の 4 つの実体があり、著作、表現形、体現形、個別資料の順に、順次具現化される構造をもつ。

#### a) 著作

個別の知的・芸術的創作の結果、すなわち、知的・芸術的内容を表す実体である。例えば、紫式部による『源氏物語』の知的・芸術的内容は、著作である。著作には、法令等、音楽作品などを含む。また、雑誌など多くの著作を収録した資料も、その全体の知的・芸術的内容を、著作ととらえる。

#### b) 表現形

文字による表記、記譜、運動譜、音声、画像、物、運動等の形式またはこれらの組み合わせによる著作の知的・芸術的実現を表す実体である。例えば、著作『源氏物語』の原テキスト（厳密には各系統がある）、各種の現代語訳、各種の外国語訳、朗読（話声）などは、それぞれ表現形である。音楽作品の場合は、ある作品（著作）の記譜や個々の演奏が、それぞれ表現形である。

#### c) 体現形

著作の表現形を物理的に具体化したものを表す実体である。例えば、著作『源氏物語』のある現代語訳のテキスト（表現形）の単行本、文庫本、大活字本、電子書籍などは、それぞれ体現形である。

#### d) 個別資料

体現形の単一の例示を表す実体である。例えば、刊行された図書の、図書館等に所蔵された個別の一点一点は、それぞれ個別資料である。2 巻組の辞書のように、複数のユニットから成ることもある。

本規則では、第 1 グループの実体の総称として、「資料」の語を用いる。また、体現形または表現形を種類分けする場合（例えば、更新資料、地図資料、三次元資料）、情報源に言及する場合（例えば、資料自体、資料外）などに、必要に応じて「資料」の語を用いることがある。

第 2 グループの実体は、知的・芸術的成果を生み出す主体を表す。次の 3 つの実体がある。

#### e) 個人

人を表す実体である。複数の人が共同で設定するアイデンティティ、または人が使用範囲を定めて使い分ける各アイデンティティの場合もある。また、伝説上または架空の人、人間以外の実体をも含む。

f) 家族

出生、婚姻、養子縁組もしくは同様の法的地位によって関連づけられた、またはそれ以外の手段によって自分たちが家族であることを示す複数の個人を表す実体である。

g) 団体

一体として活動し特定の名称によって識別される組織、あるいは個人および（または）組織の集合を表す実体である。会議、大会、集会等を含む。

第 3 グループの実体は、著作の主題となるものを表す。次の 4 つの実体がある。

h) 概念

抽象的観念や思想を表す実体である。

i) 物

物体を表す実体である。自然界に現れる生命体および非生命体、人間の創作の所産である固定物、可動物および移動物、もはや存在しない物体を含む。

j) 出来事

行為や事件を表す実体である。

k) 場所

名称によって識別される空間の範囲を表す実体である。

さらに、第 1 グループおよび第 2 グループの各実体を、著作の主題として、第 3 グループの実体とみなすことがある。

本規則では、第 3 グループの実体の総称として、「主題」の語を用いることがある。

### #0.3.2 属性

属性は、実体の発見・識別等に必要な特性である。実体ごとに必要な属性を設定する。属性の記録は、関連の記録とともに、実体についての記述を構成する。

### #0.3.3 関連

関連は、実体（資料、個人・家族・団体、主題）間に存在する様々な関係性である。異なる実体間に存在する関連（例えば、著作とそれを創作した個人との関連）と、同じ種類の実体間に存在する関連（例えば、ある著作とそれを映画化した別の著作との関連）とがある。関連の記録は、属性の記録とともに、実体についての記述を構成する。

### #0.3.4 名称、識別子と統制形アクセス・ポイント

本規則における実体の識別には、名称および（または）識別子、名称を基礎とする統制形アクセス・ポイントが重要な役割を果たす。

名称は、それによって実体が知られている、語、文字および（または）その組み合わせである。本規則では、資料の名称には「タイトル」の語を使用する。

識別子は、実体を一意に表し、その実体と他の実体を判別するのに役立つ番号、コード、語、句などの文字列である。

目録の機能を実現するためには、典拠コントロールを行い、各実体に対して統制形アクセス・ポイントを設定する必要がある。統制形アクセス・ポイントは、一群の資料に関するデータを集中するために必要な一貫性をもたらす。統制形アクセス・ポイントには、典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントがある（参照：#0.5.4 を見よ）。統制形アクセス・ポイントは、名称またはタイトルを基礎として構築する。

#### #0.4 目録の機能

目録は、利用者が資料を発見・識別・選択・入手するための手段を提供し、資料のもつ利用可能性を最大限に顕在化する道具でなければならない。

目録データは、種々の利用者ニーズに対応する必要がある。ICP に準拠し、利用者ニーズとして、次のものを想定する。

- a) 特定の資料の発見
- b) 次の資料群の発見
  - ① 同一の著作に属するすべての資料
  - ② 同一の表現形を具体化するすべての資料
  - ③ 同一の体現形を例示するすべての資料
  - ④ 特定の個人・家族・団体と関連を有するすべての資料
  - ⑤ 特定の主題に関するすべての資料
  - ⑥ 言語、出版地、出版日付、表現種別、キャリア種別、その他の検索項目によって特定されるすべての資料
- c) 特定の資料または個人・家族・団体の識別（記述された実体と求める実体との一致の確認、類似する複数の実体の判別）
- d) ニーズに適合する資料の選択
- e) 選択した資料の入手（取得またはアクセスの確保）
- f) 目録内外における各種実体への誘導

#### #0.5 本規則の概要

##### #0.5.1 エレメント

本規則は、目録の機能の実現に必要なとなる、実体の属性および実体間の関連を「エレメント」として設定し、記録の範囲や方法を規定する。

##### #0.5.1.1 下位のエレメント

エレメントを細分する場合がある。この場合、下位のエレメントには、エレメント・サブタイプとサブエレメントとがある。



エレメント・サブタイプは、エレメントを種類によって区分したときの下位のエレメントである。例えば、エレメント「タイトル」における本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報などである。

サブエレメントは、エレメントの構成部分となる下位のエレメントである。例えば、エレメント「出版表示」における出版地、出版者、出版日付などである。

#### #0.5.1.2 コア・エレメント

エレメントのうち、資料の発見・識別に欠かせないものを「コア・エレメント」とする。特定の条件を満たす場合にのみコア・エレメントとするものもある。コア・エレメントは、適用可能でかつ情報を容易に確認できる場合は、必ず記録するものとする。

(参照: #0 末尾の付表を見よ。)

当該のエレメントがコア・エレメントであるとき、規定の冒頭においてその旨を明記した。明記していないエレメントは、任意のエレメントである。

#### #0.5.1.3 エレメントの記録の方法

記録の方法の観点から見て、エレメントには次の種類がある。

- a) 情報源における表示の転記を原則とするエレメント
- b) 統制形による記録を行うエレメント
- c) 本規則に提示された語彙のリストからの選択を原則とするエレメント
- d) 計数・計測した値（量や大きさなど）の記録を原則とするエレメント
- e) 上記のいずれにもよらず、文章等により記録を行うエレメント

(参照: #1.9 を見よ。)

#### #0.5.1.4 実体の記述

各実体について、その属性および関連のエレメントの記録を行ったデータの集合を、「記述」と呼ぶ。

#### #0.5.2 属性の記録

実体ごとに、その発見・識別等に必要な属性のエレメントを設定している。このうち、体現形に関する属性の記録が、資料の識別に根幹的な役割を果たす。

(参照: #1.3 を見よ。)

著作、表現形、個人・家族・団体、概念、物、出来事、場所に関する属性の記録の多くは、典拠コントロールに用いる。

#### #0.5.3 資料の種別

資料の種別について、表現形の種類を表す「表現種別」（参照: #5.1 を見よ。）、体現形の種類を表す「機器種別」（参照: #2.15 を見よ。）と「キャリア種別」（参照: #2.16 を見よ。）、刊行方式の区分（参照: #2.12 を見よ。）を設定して、多元的にとらえる。

従来の目録規則がとっていた資料種別による章立ては行わない。属性等の記録において、特定の種別の資料に適用される規定がある場合は、原則として一般的な規定の後に置く。

#### #0.5.4 アクセス・ポイントの構築

実体ごとに、規定に基づいて必要な属性を組み合わせ、実体に対する典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントを構築する。

#0.4 に挙げた機能を実現するためには、典拠コントロールを行う必要がある。当該実体を他の実体と一意に判別する典拠形アクセス・ポイントは、典拠コントロールに根幹的な役割を果たし、関連の記録にも用いる。他方、異形アクセス・ポイントは、典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から実体を発見する手がかりとなる。

両者は、ともに統制形アクセス・ポイントである。ほかに非統制形アクセス・ポイントがある。

(参照: #21 を見よ。)

#### #0.5.5 関連の記録

資料や実体の発見、識別に必要な、実体間の様々な関係性を表現する、関連の要素を規定している。

関連する実体の識別子、典拠形アクセス・ポイント等によって、関連の記録を行う。要素によっては、関連の詳細な種類を示す「関連指示子」を設け、用いる語彙のリストを提示する。

#### #0.5.6 書誌階層構造

表現形の構造を固有のタイトルを有する複数のレベルから成る書誌階層構造にとらえ、記述対象を任意の書誌レベルから選択できることとする。特に、形態的に独立した資料だけでなく、その構成部分も記述対象とできるように規定した。一方で、記述対象として選択することが望ましい基礎書誌レベルについても規定している。書誌階層構造は、FRBR で規定する表現形における関連の一種（全体と部分）に相当する。一つの書誌レベルの記述において、上位書誌レベルの情報は属性の記録および関連の記録として規定し、下位書誌レベルの情報は専ら関連の記録として規定する。

(参照: #1.5.1 を見よ。)

#### #0.5.7 記録の順序等

規定対象を要素の記録の範囲と方法に限定し、要素または要素のグループの記録の順序、エンコーディングの方式、提供時の提示方式は、原則として規定しない。

ただし、典拠形アクセス・ポイントの構築については、優先タイトルまたは優先名称に付加する識別要素の優先順位を規定する。

#### #0.5.8 語彙のリスト等

本規則では、記録に用いる語彙のリストを提示している要素がある。それらの要素では、提示されたリストから用語を選択して記録することを原則とする。ただ

し、適切な用語がない場合に、データ作成機関がその他の簡略な用語を定めて記録することができるエレメントもある。

この種のエレメントについては、使用する語彙体系を明確に識別すれば、本規則が提示した語彙とは異なる体系を使用してもよい。

あるエレメントについて単一の名称や用語を入力すると規定している場合は、使用する語彙体系を明確に識別すれば、任意の体系に基づく値で代替してもよい（例：ISO 3166-1 の国名コードの使用）。

#### #0.5.9 保留している部分

他の標準・規則の状況を勘案し、次の事項に関する部分は規定の策定を保留している。

- a) 概念、物、出来事の属性およびアクセス・ポイントの構築
- b) 名称（主に行政地名）を除く場所の属性およびアクセス・ポイントの構築
- c) 体现形、個別資料に対するアクセス・ポイントの構築
- d) 資料と主題との関連
- e) 主題間の関連

第 1 章以下では、全体構成を示す場合などを除き、保留している部分に言及しない。

#### #0.6 本規則の構成

「第 1 部 総説」では、本規則全体を通じた一般的事項を「第 0 章 総説」で述べる。

「第 2 部 属性」は、大きく「属性の記録」と「アクセス・ポイントの構築」に分かれる。

「属性の記録」は、次のセクションおよび章から構成される。

##### セクション 1 属性総則

###### 第 1 章 属性総則

##### セクション 2 著作、表現形、体现形、個別資料

###### 第 2 章 体现形

###### 第 3 章 個別資料

###### 第 4 章 著作

###### 第 5 章 表現形

##### セクション 3 個人・家族・団体

###### 第 6 章 個人

###### 第 7 章 家族

###### 第 8 章 団体

##### セクション 4 概念、物、出来事、場所

###### 第 9 章 概念（保留）

###### 第 10 章 物（保留）

###### 第 11 章 出来事（保留）

第 12 章 場所（一部保留）

「アクセス・ポイントの構築」は、次のセクションおよび章から構成される。

セクション 5 アクセス・ポイント

- 第 21 章 アクセス・ポイントの構築総則
- 第 22 章 著作
- 第 23 章 表現形
- 第 24 章 体现形（保留）
- 第 25 章 個別資料（保留）
- 第 26 章 個人
- 第 27 章 家族
- 第 28 章 団体
- 第 29 章 概念（保留）
- 第 30 章 物（保留）
- 第 31 章 出来事（保留）
- 第 32 章 場所（保留）

「第 3 部 関連」は実体間の関連を扱い、次のセクションおよび章から構成される。

セクション 6 関連総則

- 第 41 章 関連総則

セクション 7 資料に関する関連

- 第 42 章 資料に関する基本的関連
- 第 43 章 資料に関するその他の関連
- 第 44 章 資料と個人・家族・団体との関連
- 第 45 章 資料と主題との関連（保留）

セクション 8 その他の関連

- 第 46 章 個人・家族・団体間の関連
- 第 47 章 主題間の関連（保留）

付録として、次のものを付す。

- A.1 片仮名記録法
- A.2 大文字使用法
- A.3 略語使用法
- B.1 語彙のリストの用語
- B.2 三次元資料の種類を示す用語と用いる助数詞（追加分）
- C.1 関連指示子：資料に関するその他の関連
- C.2 関連指示子：資料と個人・家族・団体との関連
- C.3 関連指示子：資料と主題との関連（保留）

C.4 関連指示子：個人・家族・団体の間の関連

C.5 関連指示子：主題間の関連（保留）

D 用語解説

## #0.7 別法と任意規定

本規則では、条項番号・条項名の末尾に「別法」、「任意追加」、「任意省略」を付していない条項は、すべて本則である。

### #0.7.1 別法

別法は、本則と択一の関係にある条項であり、対応する本則の直後に置く。ただし、本則に対する任意規定がある場合は任意規定の後に、本則に表が付随する場合は表の直後に置く。対応する本則の条項番号・条項名の末尾に「別法」の語を付すことで本則との区別を示す。複数の別法がある場合は、「別法 1」、「別法 2」等の形で区別する。各データ作成機関は、本則と別法のいずれを採用するかについて、方針を定める必要がある。

別法を置く場合は、本則どおりの部分も繰り返し記した上で、本則と異なる部分（文を単位とする。）の始点と終点に「\*」を付している。

### #0.7.2 任意規定

任意規定には、本則または別法の内容を拡充する場合と限定する場合とがあり、いずれも対応する本則または別法の直後に置く。内容を拡充する場合は、対応する条項番号・条項名の末尾に 1 字空けて「任意追加」の語を付すことで本則または別法との区別を示す。内容を限定する場合は、対応する条項番号・条項名の末尾に「任意省略」の語を付すことで本則または別法との区別を示す。同じ本則または別法に対応する「任意追加」または「任意省略」が複数ある場合は、それぞれの後ろに 1、2 等の連番を付して区別する。各データ作成機関は、任意規定の採否について、方針を定める必要がある。

## #0.8 例示

NCR における例は、各規定を理解するための例示であり、本文に明記のない規定を例が暗示することはない。

例は、通常は、当該エレメントに記録すべき情報をそのまま示す。ただし、記述対象に表示された形をあわせて示す必要がある場合、または説明が必要な場合などは、その情報を丸がっこに入れて添える。また、エレメント名を示す必要がある場合は、例示の前にエレメント名を隅付きかっこ（【】）に入れて添える。

また、特定のエレメントの例において、必要に応じて他のエレメントをあわせて示すことがある。例えば、タイトル関連情報の例に本タイトルも添えて示す場合などである。

### #0.8.1 区切り記号法等

原則として、例には特定のエンコーディングの方式による区切り記号等は使用しない。ただし、例外的に次の場合などは使用することがある。この場合も、特定のエンコーディングの方式を規定するものではない。

- a) 読みを示す場合  
湯川, 秀樹||ユカワ, ヒデキ  
(#6.1.4.1 において、個人の優先名称を例示している。統制形の記録において、読みをあわせて記録することを規定しているが、二重縦線 (||) の使用は規定していない。)
- b) 統制形アクセス・ポイントを構築する場合  
園部, 三郎||ソノベ, サブロウ, 1906-1980; 山住, 正己||ヤマズミ, マサミ,  
1931-2003. 日本の子どもの歌||ニホン ノ コドモ ノ ウタ  
(#22.1.2 において、著作に対する典拠形アクセス・ポイントを例示している。優先タイトルと創作者に対する典拠形アクセス・ポイントを結合させることを規定しているが、結合の順序やピリオド、セミコロン等の使用は規定していない。)
- c) 複数のエレメントの対応関係を示す場合  
土佐日記 / 紀貫之著 ; 池田弥三郎訳. 蜻蛉日記 / 藤原道綱母著 ; 室生犀星訳  
(#2.2.1.2.2 において、総合タイトルのない資料の責任表示を例示している。個別のタイトルと責任表示の対応がわかるように記録することを規定しているが、ISBD 区切り記号法の使用は規定していない。)
- d) 複合記述または構造記述を使用して関連の記録を行う場合  
異版: 図解ギリシア神話 / 松村一男監修. — 東京 : 西東社, 2011  
(#43.3.1 において、関連指示子に続けて、構造記述を使用した記録を例示している。標準的な表示形式の使用を規定しているが、ISBD 区切り記号法に限定した規定ではない。)

## #0.9 言語・文字種

### #0.9.1 表記の形

本規則の各条項では、エレメントの記録に用いる表記の形について次の用語を用いる。

- a) 表示形  
情報源に表示された形。漢字（繁体字または簡体字を含む。）、仮名、ハングル、ラテン文字、キリル文字、ギリシャ文字等や、数字、記号など、各種文字種を含む。
- b) 翻字形  
ラテン文字以外の文字種をラテン文字に翻字して表記する形。データ作成機関が採用した翻字法に従って表記し、翻字法については、必要に応じて注記として記録する。ラテン文字だけでなく、数字、記号等の各種文字種を含むことがある。
- c) 片仮名表記形

日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語のタイトルまたは名称を片仮名で表記する形。片仮名だけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。

#### d) 読み形

表示形等とあわせて、その読みを表記する形。読み形のみで記録を行うことはない。

(参照: #1.12 を見よ。)

##### ① 片仮名読み形

読み形のうち、主として片仮名で表記する形。片仮名だけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。

##### ② ローマ字読み形

読み形のうち、主としてローマ字で表記する形。ローマ字だけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。

##### ③ ハングル読み形

読み形のうち、主としてハングルで表記する形。ハングルだけでなく、数字、記号およびラテン文字等の各種文字種を含むこともある。

### #0.9.2 言語および文字種を選択

情報源における表示を転記するエレメントにおいては、情報源に表示されている言語および文字種（表示形）によることを原則とする。

(参照: #1.10 を見よ。)

ただし、転記ができない言語および文字種の場合は、データ作成機関が採用した翻字法に従って翻字形を記録する。

その他のエレメントについては、データ作成機関が選択する優先言語および文字種ならびに目録用言語を用いる。

(参照: #0.9.3、#0.9.4 を見よ。)

### #0.9.3 優先言語および文字種

統制形による記録を行う場合は、使用する言語および文字種をデータ作成機関が定める。これを優先言語および文字種という。

(参照: #1.11 を見よ。)

日本語のみを選択することも、資料の言語によって、日本語と日本語以外の言語を使い分けることも可能である。

### #0.9.4 目録用言語

目録用言語は、情報源における表示からの転記または統制形による記録のいずれにもよらない場合のために、データ作成機関が定めて用いる言語である。データ作成機関は、目録用言語として、次のいずれかを選択する。

- a) 常に日本語を使用する。
- b) 日本語資料については、常に日本語を使用する。日本語以外の言語の資料については、データ作成機関が定めた言語を使用する。

本規則の各条項では、目録用言語を日本語とする場合および英語とする場合に対応している。他の言語を目録用言語とする場合は、語彙のリストや規定に指示された語句を、必要に応じて目録用言語による表現に置き換えて記録する。

## 付表 コア・エレメント一覧

### 体現形の属性

- a) タイトル
  - 本タイトル（参照：#2.1.1 を見よ。）
- b) 責任表示
  - 本タイトルに関する責任表示（複数存在する場合は最初に記録する一つ）（参照：#2.2.1 を見よ。）
- c) 版表示
  - ① 版次（参照：#2.3.1 を見よ。）
  - ② 付加的版次（参照：#2.3.5 を見よ。）
- d) 逐次刊行物の順序表示（順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および（または）年月次については最初の方式のもの、終号の巻次および（または）年月次については最後の方式のもの）
  - ① 初号の巻次（参照：#2.4.1 を見よ。）
  - ② 初号の年月次（参照：#2.4.2 を見よ。）
  - ③ 終号の巻次（参照：#2.4.3 を見よ。）
  - ④ 終号の年月次（参照：#2.4.4 を見よ。）
- e) 出版表示
  - ① 出版地（複数存在する場合は最初に記録する一つ）（参照：#2.5.1 を見よ。）
  - ② 出版者（複数存在する場合は最初に記録する一つ）（参照：#2.5.3 を見よ。）
  - ③ 出版日付（複数の種類の暦によって表示されている場合は、優先する暦のもの）（参照：#2.5.5 を見よ。）
- f) 非刊行物の制作表示
  - 非刊行物の制作日付（複数の種類の暦によって表示されている場合は、優先する暦のもの）（参照：#2.8.5 を見よ。）
- g) シリーズ表示
  - ① シリーズの本タイトル（参照：#2.10.1 を見よ。）
  - ② シリーズ内番号（参照：#2.10.8 を見よ。）



- ③ サブシリーズの本タイトル（参照：#2.10.9 を見よ。）
- ④ サブシリーズ内番号（参照：#2.10.16 を見よ。）
- h) キャリア種別（参照：#2.16 を見よ。）
- i) 数量（次の場合）（参照：#2.17 を見よ。）
  - ・資料が完結している場合
  - ・総数が判明している場合
- j) 体现形の識別子（複数ある場合は国際標準の識別子）（参照：#2.34 を見よ。）

#### 著作の属性

- a) 著作の優先タイトル（参照：#4.1 を見よ。）
- b) 著作の形式（同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合）（参照：#4.3 を見よ。）
- c) 著作の日付（次の場合）（参照：#4.4 を見よ。）
  - ・条約の場合
  - ・同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合
- d) 著作の成立場所（同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合）（参照：#4.5 を見よ。）
- e) 著作のその他の特性（責任刊行者など）（同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合）（参照：#4.6、#4.7 を見よ。）
- f) 著作の識別子（参照：#4.9 を見よ。）
- g) 演奏手段（音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合）（参照：#4.14.3 を見よ。）
- h) 音楽作品の番号（音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合）（参照：#4.14.4 を見よ。）
- i) 調（音楽作品において、同一タイトルの他の作品と判別するために必要な場合）（参照：#4.14.5 を見よ。）

#### 表現形の属性

- a) 表現種別（参照：#5.1 を見よ。）
- b) 表現形の日付（同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合）（参照：#5.2 を見よ。）
- c) 表現形の言語（記述対象が言語を含む内容から成る場合）（参照：#5.3 を見よ。）
- d) 表現形のその他の特性（同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合）（参照：#5.4 を見よ。）
- e) 表現形の識別子（参照：#5.5 を見よ。）
- f) 尺度
  - ① 地図の水平尺度（参照：#5.23.2 を見よ。）

- ② 地図の垂直尺度（参照：#5.23.3 を見よ。）

#### 個人の属性

- a) 個人の優先名称（参照：#6.1 を見よ。）
- b) 個人と結びつく日付
- ① 生年（参照：#6.3.3.1 を見よ。）
- ② 没年（生年、没年はいずれか一方または双方）（参照：#6.3.3.2 を見よ。）
- ③ 個人の活動期間（生年、没年がともに不明な場合に、同一名称の他の個人との判別が必要なとき）（参照：#6.3.3.3 を見よ。）
- c) 称号（次の場合）（参照：#6.4 を見よ。）
- ・王族、貴族、聖職者であることを示す称号の場合
  - ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合
- d) 活動分野（次の場合）（参照：#6.5 を見よ。）
- ・個人の名称であることが不明確な場合に、職業を使用しないとき
  - ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合
- e) 職業（次の場合）（参照：#6.6 を見よ。）
- ・個人の名称であることが不明確な場合に、活動分野を使用しないとき
  - ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合
- f) 展開形（同一名称の他の個人と判別するために必要な場合）（参照：#6.7 を見よ。）
- g) その他の識別要素（次の場合）（参照：#6.8 を見よ。）
- ・聖人であることを示す語句の場合
  - ・伝説上または架空の個人を示す語句の場合
  - ・人間以外の実体の種類を示す語句の場合
  - ・同一名称の他の個人と判別するために必要な場合
- h) 個人の識別子（参照：#6.18 を見よ。）

#### 家族の属性

- a) 家族の優先名称（参照：#7.1 を見よ。）
- b) 家族のタイプ（参照：#7.3 を見よ。）
- c) 家族と結びつく日付（参照：#7.4 を見よ。）
- d) 家族と結びつく場所（同一名称の他の家族と判別するために必要な場合）（参照：#7.5 を見よ。）
- e) 家族の著名な構成員（同一名称の他の家族と判別するために必要な場合）（参照：#7.6 を見よ。）
- f) 家族の識別子（参照：#7.10 を見よ。）

#### 団体の属性

- a) 団体の優先名称（参照：#8.1 を見よ。）
- b) 団体と結びつく場所（次の場合）（参照：#8.3 を見よ。）
  - ・会議、大会、集会等の開催地の場合（参照：#8.3.3.1 を見よ。）
  - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- c) 関係団体（次の場合）（参照：#8.4 を見よ。）
  - ・会議、大会、集会等の開催地より識別に役立つ場合
  - ・会議、大会、集会等の開催地が不明または容易に確認できない場合
  - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- d) 団体と結びつく日付（次の場合）（参照：#8.5 を見よ。）
  - ・会議、大会、集会等の開催年の場合（参照：#8.5.3.4 を見よ。）
  - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- e) 会議、大会、集会等の回次（参照：#8.6 を見よ。）
- f) その他の識別要素
  - ① 団体の種類（次の場合）（参照：#8.7.1 を見よ。）
    - ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合
    - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
  - ② 行政区分を表す語（同一名称の他の団体と判別するために必要な場合）（参照：#8.7.2 を見よ。）
  - ③ その他の識別語句（次の場合）（参照：#8.7.3 を見よ。）
    - ・優先名称が団体の名称であることが不明確な場合に、団体の種類を使用しないとき
    - ・同一名称の他の団体と判別するために必要な場合
- g) 団体の識別子（参照：#8.12 を見よ。）

#### 資料に関する基本的関連

- a) 表現形から著作への関連（参照：#42.2 を見よ。）
- b) 体現形から表現形への関連（複数の表現形が一つの体現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている体現形から表現形への関連）（参照：#42.6 を見よ。）  
ただし、著作と体現形を直接に関連づける場合は、次のものをコア・エレメントとする。
- c) 体現形から著作への関連（複数の著作が一つの体現形として具体化された場合は、顕著にまたは最初に名称が表示されている体現形から著作への関連）（参照：#42.4 を見よ。）

#### 資料と個人・家族・団体との関連

- a) 創作者（参照：#44.1.1 を見よ。）

- b) 著作と関連を有する非創作者（その個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントを使用して、著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する場合）（参照：#44.1.2 を見よ。）